

意見NO.	頁数	意見	本市の考え方
1	全体	素案は、本文115頁、参考資料7頁の大部の書類だが、概要版の作成が為されていない理由を教えてください	パブリックコメントのウェブサイトに、「案件の概要」を記載しております。
2	全体	素案の概要版の掲載が市ウェブサイトにて為されていないことは、要綱第5条第1項による規定に反していないのか	意見No.1に対する考え方とおり、要綱の規定には反していないと考えます。
3	全体	市政だよりに素案の概要を掲載していないことは、要綱第5条第2項による規定に反していないのか	要綱では市の広報紙等と定めておりますが、市政だよりの代わりにウェブサイトにおいて、事前に周知しており、要綱の規定には反していないと考えます。
4	全体	市政だより令和5年1月1号に、郷土博物館、発掘ふれあい館と並べて鴻池新田会所が3月31日を持って、休館する旨広報されている。郷土博物館、発掘ふれあい館は令和4年8月1日号に休館する旨を広報済みだが、同時期に休館とする鴻池新田会所の休館広報が遅れた理由を教えてください	郷土博物館及び埋蔵文化財センター（発掘ふれあい館）の休館の決定が先に行われたためです。
5	全体	素案の概要版の作成公表が為されていないこと及び鴻池新田会所休館の広報から実施日までの周知期間が短いことは、会所利用者や地元住民の存在を蔑ろにしているのか	概要版の作成については意見No.1に対する考え方とおりです。周知期間については、施設の予約開始時期（3カ月前）を考慮しております。
6	全体	素案の概要版の作成公表を急ぎ、市ウェブサイトへの掲載のみならず、会所地元の成和及び鴻池東両小学校区自治区の会員世帯への概要版の回覧を依頼、実施することで要綱規定の主旨を尊重厳守することになる。概要版の回覧等を実施しないのか	新たに概要版を作成し、回覧する予定はありません。
7	全体	素案に係る上位計画に東大阪市第3次総合計画がある。同計画では成果指標が示され、例えば市民美術センター展示室の稼働率は現状値88%、2030年度末目標値100%と明記されている（同計画59頁）。素案においても、会所の利用者数或いは東大阪市負担・支出の運営費用金額等の成果指標があるのか。その記載が見受けられないが、素案検討・作成に際して参考とされた数値があれば、教えてください	鴻池新田会所の利用者数、稼働率等に関する成果指標はありません。
8	9ページ (3)河川・水路	五箇井路及び六郷井路は東大阪市拾六箇土地改良区管理の下にあり新田開発以前から存在していた。新田開発に伴い開削された水路網（鴻池水路）は、戦後の農地改革に合わせて盾津町（現東大阪市）鴻池新田水利組合が維持管理し、その後大阪府八尾土木事務所を経て、中核市移行後に東大阪市管理と変遷している。また、東鴻池町4丁目に東大阪市教育委員会が設置した「もじり樋」解説パネルが明確に鴻池水路と五箇井路・六郷井路とを区別していることから、この項目中、「五箇井路・六郷井路」文言を削除すべきです	ご意見を踏まえ、「五箇井路・六郷井路」にかかる記載を削除しました。
9	15ページ ⑤地域の交流の場として鴻池新田会所	鴻池家が鴻池新田において教育行政で果たされた功績に、明治29年(1896)、江北尋常小学校(南鴻池町1丁目所在現、東大阪市立成和小学校)敷地を当時の中河内郡北江村に寄贈されたことが、表2-2鴻池新田関係年表からもわかる。昭和25年には同校運動場として1650坪の土地を更に寄贈された。また西鴻池町2丁目所在の大阪府立城東工科高等学校(昭和4年4月開校時の校名大阪府立城東職工学校)の校地は、鴻池家から大阪府に寄付されていた1万10坪があてられている。同校開校当初は校舎建設途上で、会所地域の交流の場が第1回入学式の式場、更に昭和4年(1929年)11月まで仮校舎として使用されていた。上記の内容を既存段落の後に追加記述し、地域と会所・鴻池家とが教育行政でも繋がっていることを素案を持って記録しておきたい。 参考文献 『私たちの成和東大阪市立成和小学校創立90周年記念誌』（東大阪市立成和小学校創立90周年記念事業推進委員会、昭和52年11月）『城工40年の点描創立40周年記念誌』（大阪府立城東工業高等学校、昭和45年2月）	ご意見を踏まえ、鴻池家により校地の寄付等にかかる内容を追記しました。
10	15ページ 下から12行目、 同13行目	参考文献からの引用は、より正確に行って欲しい。 「三和銀行(現、三菱UFJ銀行)鴻池支店北側で行われた興行が、」→「三和銀行(現、三菱UFJ銀行)鴻池支店北側の田圃で、第16代三笠山弥三郎の襲名披露相撲興行が、」 参考文献 「平成18年度コーナー展示鴻池の村相撲と力士・三笠山」(国・史跡重要文化財鴻池新田会所、平成18年4月)	ご意見を踏まえ、修正しました。
11	58ページ ②豪商鴻池家の発展の過程を考えるうえで重要であること	宝永2年(1705)から正徳3年(1713)までの間に、鴻池新田開発に鴻池家が投入した金額は、地代17,058両、耕地整備費20,057両、橋架11605両、建家7,523両、その他合わせて合計47,350両に上る(1両60匁計算)。三代目善右衛門宗利(寛文7年(1667)生、元文元年(1736)歿)が、新開池池床の開発権利を譲り受けた際、新田開発の条件を列挙し、代官所へ差し入れした一札には「万一この工事が条件に違背した場合は、如何なる罪科をも甘んじて受ける」とあり、大変な決心のもと開発工事に着手したことがうかがえる。 藤田貞一郎氏は「新田作徳の鴻池家経営における比率」論点で、「宝永から寛保にかけての前期にはかなり大きな比重を占めていた新田作徳も、安永以降文化にいたる中期には次第にその比重を低め享和2年・文化4年の撰河大洪水のこともあってマイナスの比重さえ占めるに至っている。ここで、前期の高い作徳率はすべて投下資金の補填費用に当てられていたことを思い返すならば、新田作徳は、鴻池家の資本蓄積には余り意味を持っていなかった」と、結論づけている。 以上から、項目中2行目より、「使い道」及び「安定的に富を得た」記述は削除すべき表現です 参考文献 「町人請負新田の経営的性格一河州鴻池新田について」(藤田貞一郎、『大阪の研究第4巻』、宮本又次編、清文堂出版、昭和45年1月)『増補新田の研究』、松好貞夫、有斐閣、昭和30年1月)	ご意見を踏まえて、②の1行目～3行目の文を修正しました。

12	60ページ 表4-1中の「新座敷棟」分類位置の修正	<p>「新座敷棟」は、素案第4章第1節に記述の史跡の本質価値整理②及び③に合致する歴史的建造物であるので、「本質的価値と密接に関わる要素」から「本質的価値を構成する要素」へより高く位置付け、名称列記中で「蔵前」の次に記載すること。</p> <p>「②豪商鴻池家の発展の過程を考えるうえで重要であること」合致の理由 昭和27年(1952)、十二代善右衛門一家が鴻池新田へ移転、新座敷棟を改築して会所に居住することとなったのは、終戦後、財産税の設置、農地改革、金融措置令、預金封鎖等に鴻池家が大打撃を被った象徴的な出来事。また、宝暦12年(1762)、五代善右衛門の娘が鴻池新田にて婚礼を挙げ一時期会所に住まいしている。会所が鴻池新田を経営、管理するための事務所のみではなく、新座敷棟に示されるように住居として機能していたことは、豪商鴻池家の盛衰を考えるうえで重要。</p> <p>「③会所の構成と建造物が良好に継承されていること」合致の理由 「平成の大修理」に際しての調査で、嘉永期(1848～1853)に「新座敷棟」位置に雪隠と湯殿があり、また古図から明治19年(1886)以前に新座敷棟に変更があった模様であること、更に昭和10年(1935)頃の古写真から新座敷棟の改造が確認されている。素案にても、本屋に附属する建物として、蔵前や米踏部屋、新座敷棟などがあると、記述されている。(素案29頁)</p> <p>参考文献 『鴻池家年表』(鴻池合名会社、平成3年4月)『重要文化財旧鴻池新田会所史跡鴻池新田会所跡修理工事報告書』(東大阪市、平成8年3月)『籠耳集』(草間直方、『浪速叢書第11』、船越政一郎編、浪速叢書刊行会、昭和4年7月)</p>	<p>ご意見の雪隠・湯殿については「新座敷棟」ではなく「地下遺構」に属すると考えています。また、明治19年の絵図には、風呂場(湯殿)と前室2ヶ所のほか、中庭のみの表現であり、居住空間の場ではなかったと考えています。「新座敷棟」は昭和27年(1952)に建築されたものであり、内部にはキッチンなど現代的なものが作られています。</p> <p>「本質的価値を構成する要素」は史跡の重要な要素として保存が求められ、「本質的価値と密接に関わる要素」より厳しい制限を受けます。今の「新座敷棟」は「史跡の本質的価値を構成する要素」だと、重要文化財等と同等の評価をすることは難しいと考えています。そのため、「新座敷棟」は「本質的価値と密接に関わる要素」に分類しています。</p>
13	60ページ 表4-1中の「本質的価値と密接に関わる要素動産物」行中に要素1つを追記	舟展示場に展示されている「三石積井路川舟」は、現在では農耕運搬に実際使われていた現物が残されているのは少なく、貴重なものとなっている。新田開発とその後の経営に不可欠であった運搬用具を地上展示ではあるが、今後も維持保存することを明確にするため、左に記載行中の「考古資料」の前に「(三石積)井路川舟」を記載すること	ご意見を踏まえ、「(三石積)井路川舟」を要素として追記しました。
14	60ページ 表4-1中の「本質的価値を構成しないが、史跡の保存・活用」に有効な要素敷地・庭園の樹木」行中に個別樹木を明記	表長屋門と本屋を結ぶ敷石西際から生える曲幹クロマツの、水平に長く伸びる幹からの針葉のみどりの流れは、本屋の単層切妻二重葺本瓦の色や形状と重なり季節、天候ごとに種々の印象を与えている。会所観覧来場者は、火の見小屋で受付を終え、広場から豪壮な表長屋門を先ず見て江戸時代を感じるが、門を潜ると本屋の瓦葺き屋根と曲幹クロマツの枝ぶりにこころが潤いホッとする気持ちになる。高架線路を通る電車や会所周辺からの種々の騒音はあるが、視覚を以て非日常に会所では浸ることができ、歴史に興味がない人にも、会所の素晴らしさを訴える風景である。依って、左記の行中に「本屋前曲幹のマツ」を明記されたい。	ご意見を踏まえ、「本屋前曲幹のマツ」を要素として追記しました。
15	60ページ 表4-1中の「史跡指定地周辺にある史跡に関連する要素」行中に要素を1つ追記	新田開発とともに開削された水路網のうち、会所南方を東西に走っていた鴻池水路のうち3キロメートルほどの区間が下水処理水を利用した親水空間、水の郷鴻池「四季彩々とおり」遊歩道(以下、「四季彩々とおり」という)として整備されている。殊に会所位置から西方、大阪府道2号大阪中央環状線に至る区間は歴史エリアとして長屋門や木橋を模した施設も設置されている。四季彩々とおりから会所正面に直行する通路(里道)に入る位置には敷石も設置されている。四季彩々とおりは会所に関連する要素として明記すべきものです。	ご意見を踏まえ、「鴻池水路(鴻池四季彩々とおり)」を要素として追記しました。
16	70ページ ①寝屋川及び水路網(五箇井路等)	NO.8と同じ意見です	ご意見を踏まえ、「五箇井路・六郷井路」にかかる記載を削除しました。
17	72ページ (1)保存管理の現状	土地建物や自動車などを所有すると、使用しなくとも固定資産税や自動車税を所有者は負担しなければなりません。勿論、使用すればその程度に応じてガソリン代や経費がかかります。更に、突発的に災害等生じて、修繕費の支払いが所有者に発生することもあります。会所を所有する東大阪市は、会所を保存管理するための運営費用を支出してきたはずですが、活用の現状を測る指標として表5-2において年間利用者数の推移を用いられていますが、会所の施設を維持するため東大阪市が支出してきた費用の推移数値が、保存活用計画検討に不可欠です。素案において公表のほどお願いします。	本計画において、鴻池新田会所の保存管理等にかかる経費の推移について記載する予定はありません。
18	77ページ ①文化財施設としての活用の現状	施設の活用の程は、利用者数にあらわれて来ます。表5-2において、年間利用者数は「観覧者数」と「貸室利用者数」の和として良いのでしょうか。令和元年度(2019)年間利用者数は9,674人で宜しいでしょうか。	貸室利用者は、観覧者に含まれますので、令和元年度の年間観覧者数は8,660人です。
19	77ページ ①文化財施設としての活用の現状	平成21年(2009)から平成24年(2012)までの東大阪市の社会教育施設の利用者数の数値があります。鴻池新田会所は、平成21年(2009)5,114人、平成22年(2010)6,508人、平成23年(2011)6,860人、平成24年(2012)6,130人と推移しています。(出所:東大阪市観光振興計画(改訂版)、平成29年6月) 令和元年度(2019)91674人は平成21年(2009)に比べ4,560人の増、つまり利用者数は10年の間で約90%増えたことになりましたが、この理解で宜しいでしょうか	東大阪市観光振興計画に掲載されている資料の出所である「東大阪市中小企業振興会議 地域商業の魅力と活力の再生検討部会 参考資料」に掲載されている数値がどのように把握されたものかが分からず、令和元年度の年間観覧者数と比較可能な数値かどうか確認できません。
20	81ページ ①観光振興に関する現状	項目中の後段落に、「利用者数は年間1万人に達しておらず、利用の活生化の取り組みは不十分」とされています。前意見の再記述になるが、10年間のうちに利用者数はほぼ倍増しているにもかかわらず、素案に「利用の活性化の取り組みは不十分」とする記載は、如何ほどの取り組み方を東大阪市は用意・準備しているのか、教えて欲しい。	鴻池新田会所が市内外の多くの方に親しんでいただける場となるような具体的な方策について、令和7年度中に予定している再オープンに向け、具体的に研究、検討してまいります。

21	81ページ ①観光振興に関する現状	東大阪市の観光資源の一つで、全国、世界から読者ファンや記念館設計者の安藤忠雄ファンが訪れる下小阪3丁目所在の司馬遼太郎記念館にも、入館者にコロナ禍の影響が出ている。年間2万4,000～2万5,000人で推移してきたが昨年(2020年)は約6割減った。東大阪市は会所の利用者数を何人と考えているのか、現実的な数値を教えてください。 参照webページ 岡松卓也,11文豪の世界観街に根づく司馬遼太郎記念館20年1「.日本経済新聞関西タイムライン.2021-07-08.(参照2023-D上-11)	現状の管理運営形態においては、入館者数が活性化の成果指標となりますが、現在の文化財保護法に沿って、文化財をまちづくりの核とし、地域縁がかりで保存と活用に取り組んでいくという方向性をふまえ、最終的な成果やそれに至るプロセスの進捗管理の指標について、検討してまいります。
22	89ページ □基本方針2:活かす～史跡の価値や文化財としての魅力を活かしてさらなる展開を進める～	項目内4行目「改正文化財保護の視点」とは如何なるものですか。文化庁HPから「文化財保護法改正の概要について」(文化庁、平成30年7月)を閲覧しましたが、「視点」を確認できませんでした。	ご意見を踏まえ、「文化財保護法の視点をもって」を「文化財保護法の趣旨をふまえ」に修正しました。
23	98ページ 駅から会所施設へのアクセスルート	NO.14で意見したとおり、会所施設への入口を南側の冠木門から表長屋門とすることは、来場者に感動を与えることができるものです。大阪モノレール鴻池新田駅開業後は、NO.15で記した四季彩々とおりが、安全面にも対応出来た会所へのアクセスルートになります。 大阪モノレール鴻池新田駅はJR片町線と大阪府道2号大阪中央環状線との交差南東部に設けられます。同駅から中央環状線の歩道敷を南へ150メートル、大阪府道168号石切大阪線との河内寺島東交差点を渡り、直ぐに左折すると、四季彩々とおりになります。せせらぎの流れに逆行しますが、東進600メートルです。この区間が歴史エリアとして整備された部分で、途中も家並みが切れると正面に生駒山が見えます。 「東の長屋門」を過ぎ、噴水施設の手前の地面に四季彩々とおりに直交して敷石が数枚敷かれています。敷石をとおるとその往くてに会所入口が見えます。府道石切大阪線までは未整備の里道で、私の小学校時代に会所内を通行して国鉄鴻池新田駅に行く際に通った道です。 この里道に四季彩々とおりがから連なる敷石を会所方向に整備することで、より地域と一体となった会所の活用ができると思います。現在は、里道も東大阪市の管理です。東大阪市は令和2年度組織改正により、文化財施策を教育委員会管轄から市長部局に編入替えしています。この組織改正の良い効果の一例として、市長部局間で連携して、モノレール延伸を待たずこの整備に着手して下さい。	頂いたご意見について関係部局にも共有するとともに、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
24	99ページ (12)観光振興	観光振興には、多くの「人知ってもらおう」ことが最大の施策です。大阪モノレール延伸にともなう新駅の名称を「鴻池新田(史跡鴻池新田会所跡前)」と決定して貰えるように関係先に強く訴えることが、今だからこそ出来ることです。	頂いたご意見について関係部局にも共有するとともに、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
25 26	100ページ 第1節史跡整備の方向性表形式中、「方向性:活用のための整備」枠内、「新たな活用のための施設整備」の「方法(第3節)」枠内の「(6)飲食可能な施設の整備」を削除 109ページ 「(6)飲食可能な施設の整備」の項目及び記述の総てを削除	「底を貸して母屋を取られる」ことが、あってはなりません。会所の中に飲食可能な施設を整備することに、反対です。現在、会所での火気の使用や無許可の飲食・物販等が禁止されています(素案24頁)が、この取り扱い、今後も継続してください。 「飲食可能な施設」では、「史跡」の価値や「文化財」の魅力を感じられるようにして、「歴史に興味がない」人も来なくなる場を目指す。」(素案109頁5行目～6行目)が、サウンディング調査において、東大阪市が提案応募事業者に与える前提条件となります。応募者はこの条件に応えるため、また収益を確保するために、逆条件を申し入れてくることはサウンディング調査では当たり前のことです。その逆条件の受け入れ可否判断は、公正公明に行わなければならない。その手順を踏むことは欠かせません。 会所を所有する東大阪市は、会所を保存管理運営する指定管理者と会所の中の飲食可能な施設を管理運営する民間事業者とを一体化して委託するのが、合理的です。しかし、収支・収益を第一とする民間事業者に、会所の様々な価値を認識尊重してもらうことは困難であり、適切な史跡の運営が御座りにされることになりかねません。 以前に、鴻池家の人達が居住されていた時、当然飲食されていましたが、国から重要文化財に指定され多額の国庫補助を受け修理した木造建造物群がある会所で、飲料・食品類を保管、調理、提供する施設を設ければ、蟻・虫の有機質木材への食害を拡大したり鳥の糞害や猫の住みつきなどが発生します。また、電気理機を新たに使用することは漏電等による火災発生リスクを増やすことになります。 会所周辺は、東大阪市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域(鴻池新田駅周辺エリア)に含まれ(素案25頁)、また東大阪第3次総合計画において、「にぎわいのある拠点の創出」に鴻池新田駅周辺を地域拠点として位置付け(素案6頁)しています。実際に会所の周りには、「鴻池二番街商店会」・「鴻池元町商店会」・「フレッシュタウン鴻池商店街振興組合」があり(参照:「東大阪・鴻池ジャズストリート2022プログラム」東大阪鴻池JAZZ実行委員会、令和4年10月30日)、様々な飲食店が会所を一步出たところで営業されています。この環境下、東大阪市が主導して、会所敷地内(所有者は東大阪市)に飲食可能な施設の整備を検討することは、市の方針に地域からの反発が出てきます。仮に、新たに飲食施設が出来ても、会所観覧者がわざわざ利用する事はほぼ無いでしょうし、「歴史に興味がない人も来なくなる場を目指す」しますが、その場の実現性は限り無く零となることは明らかです。重ねて申し上げます。「底を貸して母屋を取られる」ことが、あってはなりません。会所の中に飲食可能な施設を整備することに、反対です。	利用者は団体見学を除くと60代以上の高齢者が多いですが、市としては鴻池新田会所の持つ文化財としての価値や魅力をより多くの人に知ってもらいたい、訪れてもらいたいという思いがあります。保存を大前提としつつ、事例研究や専門家の助言等を踏まえて、多様な活用の在り方を検討したいと考えています。文化財を適切に保護し、着実に継承していくためには、日常的な施設管理に加え、定期的な保存修理工事、災害時の復旧工事など、将来にわたって多額の費用が必要となります。文化財の持続可能性を確保するために、市民の理解を得て公費を投じることが前提となりますが、市民の負担を軽減しながら、効果的、効率的な文化財の保護と活用を図るためには、多様な手法を検討する必要があります。その一例として、「飲食可能な施設の整備」を挙げております。 ご指摘の、飲食可能な施設の整備による文化財建造物への影響(リスク)について、防蟻防虫対策等の対応は、文化財建造物の保存の観点から、飲食可能な施設の整備の前提条件であり、文化庁や文化財専門家の助言を得ながら、十分に対策を検討し、適切な活用方法を研究してまいります。また、具体的に飲食可能な施設の整備を検討する際には、近隣の商店街や、地元自治会、東大阪鴻池JAZZ実行委員会など、利害関係者と意見交換を行い進めることとなります。 頂いたご意見について、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

27	105ページ 表9-3中「再整備対応」列の1行目	<p>素案14頁(「第2章史跡鴻池新田会所跡を取り巻く諸環境第2節歴史的環境(1)鴻池新田会所の歴史的特質③鴻池新田会所の整備と役割」)に「鴻池新田の経営は、幕府直轄領だったため、他の村方のように庄屋・年寄・百姓代の三役は置かず、奉行による直接支配を受けることになり、支配人が新田の管理を行った。」また、「新田内での事件や揉め事があれば本屋北側に設けられた白州で裁判が行われ、鴻池新田会所は新田の管理だけでなく、司法や行政の役割も担った。」と記述されている。このことは、歴史的背景を踏まえた制度面での会所の本質的価値の一端であり、後世に継承するため「説明板白州」の設置を継続しなければならない。白州の現状説明板は他のサイン類と比べても劣化が激しく、記載内容の判読が困難になっているがこれを持って、「白州の存在が不明確」のため撤去するのですか。</p> <p>私も、祖父(15代三笠山)から直接に白州の役割、設けられた場所について聴いていますが、上記の素案記載内容と同じだったことを申し添えておきます。</p> <p>参考文献 『鴻池新田と会所』(東大阪市教育委員会、昭和63年3月)</p>	<p>白洲のサインは劣化が進んでいるため再整備する必要があると考えていますが、『重要文化財旧鴻池新田会所史跡鴻池新田会所跡修理工事報告書』(東大阪市、平成8年3月)において、中庭が白洲だったことは定かではないという見解が記されており、現位置でサインを再整備することを計画に位置付けることは難しいと考えています。</p> <p>今後、調査等が進められることで中庭に白洲があったことが明らかになった際は、現地でのサイン整備を検討することとして、現状では冊子での紹介などサイン整備とは異なる方法も含めて白洲の歴史を伝える方法を検討いたします。</p>
28	111ページ 下から3行目の記述「段階的な民間活力の導入(サウンディング型市場調査の実施)」を削除	<p>昭和24年(1949)1月法隆寺金堂壁画焼失を機に、文化財保護法は議員立法として昭和25年(1950)5月30日公布、8月29日施行された。その名称のとおり保存と活用も重視する「保護」を主題に制定されている。そして、平成31年(2019)4月施行の改正文化財保護法は、文化財を社会全体で支えていく地域総がかりの体制を目指すように、所有者の「個別の文化財の保存活用計画」の作成を「推奨する」から「一層推進すること」となり、国による計画認定及び計画作成への支援を明らかにしています。(NO.22記述と同一HPを閲覧)</p> <p>会所は素案第2章に詳細に記載されているとおり、地域があってこそ成立し、維持運営されてきました。平成27年10月には「わが街鴻池新田会所を美しくする会」が結成され、地域ボランティア活動を今日まで続けてきています。会所は地域に根付いている文化財です。また、これまで東大阪市が重要な役割を果たしてきたのは、単に会所の所有者であることではなく、会所が地域や住民と一体にあるからであり、その地域・住民の存在が重要と断言できるのは、素案「第4章史跡の本質的価値」を熟知されているからです。</p> <p>サウンディング型市場調査を商機と捉え、利益確保を目的とする企業との質疑応答に東大阪市が振り回されることを懸念します。また、委託料を受け取り同調査を受託する企業がありますが(参照:東大阪市HPII東大阪市新水道庁舎整備におけるサウンディング型市場調査、調査の公平性・透明性の確保には、東大阪市自体で・運営・体制づくりを検討することが最良です。素案の対象は会所に限るものです。前述のとおり国に認定を申請する時は、東大阪市の誇りを持って行動して下さい。</p>	<p>ご指摘のとおり、鴻池新田会所は、地元自治会、地域のボランティア活動などを通じて、地域のみなさんに支えられ、今日まで維持されてきました。地域に親しまれ、地域のまちづくりの核であるという根本の部分は、今後の多様な維持管理手法を検討する際においても揺らぐことはないと考えております。</p> <p>『文化財保護のための資金調達ハンドブック 地域の宝もの 社会総がかりで守ろう!』(文化庁地域創生本部 令和2年3月)においても、地域社会総がかりで文化財の保存と活用を進めていくための資金調達方法の事例が示されており、サウンディング型市場調査に基づくPFI方式は、その一つの選択肢として検討するものです。</p>
29	111ページ 図10-1中	<p>図の最下部の「施設利用者」表現枠内の「民間事業者」は、撮影ロケの映画会社、コスプレヤーを募る企画会社を示していますか。ほかにも想定されているのであれば、教えて下さい。</p>	<p>民間事業者として想定しているのは、例示いただいたとおりです。その他、体験型観光プログラムの提供事業者や、旅行代理店などの観光事業者も想定されると考えます。</p>
30	113ページ 表11-1「分類」中「活用のための整備」行の「内容」列	<p>「施設整地・環境の整備」、「便設施設の整備」及び「施設外整地・環境の整備」はそれぞれ、「第9章史跡の整備第3節活用のための整備の方法」中のどの項目に該当するか、教えて下さい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表11-1と表11-2を第9章の項目と対応するように修正しました。</p>
31	114ページ 表11-2の計画工程の確認	<p>会所施設は大阪・関西万博が開催される(令和7年(2025)4月13日から10月13日まで)令和7年度〔2025〕中のリニューアルオープンを目指している。表11-2においても「令和7年度」列に「リニューアルオープン」の記述がなされている。ところが、展示施設のリニューアル(米蔵、道具蔵)や照明設備の改良・増設(本屋、乾蔵、米蔵、道具蔵)は、工程始点が中期計画令和8年～となっている。リニューアルオープンに合わせて行わない理由を、教えて下さい。</p> <p>または、リニューアルオープンが令和8年度以降となることを想定込みの計画とされているのですか。</p>	<p>本屋、米蔵、道具蔵等の耐震補強及び屋敷蔵の保存修理工事を完了させ、トイレの多機能化やバリアフリーなど、現在の公共施設に必要と考えられる施設の整備を優先させたいと考えて、令和7年度中のリニューアルオープンを行う予定です。その後、指定管理者と協議しながら、展示施設のリニューアルや照明設備の改良を段階的に進めていくことを検討しています。</p>
32	参考資料 1ページ 5行目	<p>「史跡・重要文化財鴻池新田会所ガイド」を閲覧したいが、東大阪市立図書館では、所蔵の確認が出来なかった。どのようにすれば、閲覧出来るのか、教えて欲しい。</p>	<p>鴻池新田会所において配布しているA4のパンフレットのことであり、「史跡・重要文化財鴻池新田会所ガイド(パンフレット)」に修正いたします。</p>